「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の登録事項の変更方法

「Made in 新潟新技術普及・活用制度」に登録の概要説明書（様式２）を変更する場合は、以下の手続きを行ってください。

１ 手続きの流れ

変更申請の流れは以下のとおりです。

（１）技術的事項の変更の場合（所要期間の目安：約半年間）

申請者	→	新潟県（技術管理課）	→	新技術評価委員会	→	技術管理課
変更申請		受付		審査		結果の通知 ホームページの更新

（２）（１）以外の変更の場合（所要期間の目安：数週間）

申請者	→	新潟県（技術管理課）	→	新技術評価委員会事務局	→	技術管理課
変更申請		受付		審査		結果の通知 ホームページの更新

２ 審査区分

変更登録は以下の区分に分けて審査します。

（１）技術的な内容変更（新技術評価委員会の審査）

技術の改良、期待される効果、適用範囲の変更など技術的な事項の変更

（２）（１）以外の内容変更（事務局の審査）

担当者、問合せ先、施工実績、写真などの変更

３ 変更申請に必要な書類

変更申請する場合は、以下の資料を提出してください。

① 変更申請書（様式－変更１）　１部
② 変更する概要説明書（様式２）　１部
③ 変更関係資料　１部
④ 電子データ（ＣＤ－Ｒ）　１部

４ 問合せ先（申請書の提出先）

〒950-8570
新潟市中央区新光町４番地１
新潟県土木部技術管理課技術管理班
TEL 025-280-5391／FAX 025-283-0807